

報道資料

令和4年2月14日

産業・観光・雇用振興部 地域産業課 金融支援係

担当:甲斐、窪内

電話:0742-27-8807(ダイヤルイン)、内線 3513

県制度融資「創業支援資金(認定枠)」を 新たに認定しました！ 【令和3年度1件目】

県制度融資の「創業支援資金(認定枠)」について、2月14日付で1件を認定しましたのでお知らせします。

1. 認定案件一覧

今回の認定案件は、以下のとおりです。

名称	業種	事業所所在地	事業内容
MBT感染対策支援 コンサルティング株式会社	コンサル ティング業	橿原市	医学的な観点から企業や団体等への新型コロナウイルス感染症等に対する、具体的かつ実践的な感染対策の指導の実施

2. 創業支援資金(認定枠)について

県内での創業(予定)者のうち、優れた事業計画を有するとして申請のあった者の中から県が認定した者は、無利子・無保証料(※1)で県制度融資を利用することが可能となる制度です。また、下記(※2)に該当している場合にも申請が可能です。

(※1)・・・利子・保証料を全額県が負担します

(※2)・・・やまと創業インキュベータの入居者(過去3年以内に入居許可を受けた者を含む)、奈良起業家創出促進事業(ビジコン奈良)の入賞者、または奈良県立なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科卒業生のいずれかで、当該事業計画に基づき事業を実施しようとする者

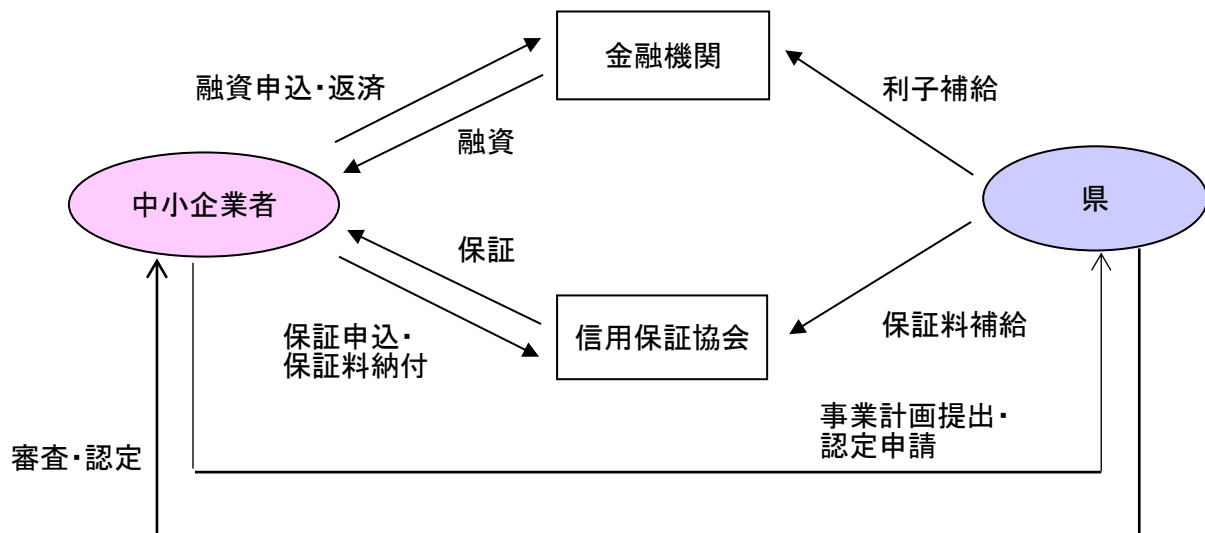
対象者	県内で事業拡大・事業多角化・業種転換を行う中小企業・小規模事業者であって、事業計画の知事認定を受けたもの。ただし、設備投資は必須。
融資限度額	5,000万円(運転資金は設備資金の1/3以下) ただし、 <u>運転資金のみの利用不可</u>
資金使途	設備、運転・設備
保証期間	設備、運設15年以内(うち据置1年以内) 運転10年以内(うち据置1年以内)
貸付利率	0%(全額奈良県が負担します)
保証料率	0%(全額奈良県が負担します)
担保	必要に応じ徴求
連帯保証人	原則、代表者を除き不要

3. 審査内容

県制度融資取扱金融機関によるブラッシュアップや、中小企業診断士によるブラッシュアップ・評価を経た事業計画について、「新規性・独創性」「市場性」「収益性」「実現可能性」「継続性」及び「地域への貢献性」に関して審査を行う。

参考: 制度融資のしくみ

県制度融資は、融資条件(利率・限度額など)を県が定め、信用保証協会が保証を行い、金融機関が融資を行う制度です。県が保証料と利子の一部を負担し、保証協会と金融機関の協力を得ることにより、低保証料・低利率となっています。



創業支援資金(認定枠)については、優れた事業計画を有するとして申請に基づき県が認定した中小企業者について、県が利子・保証料を全額負担(補給)することにより、無利子・無保証料で融資を受けることが可能です。